

新発田地域広域事務組合議会規則第 1 号

新発田地域広域事務組合議会の個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新発田地域広域事務組合議会の個人情報の保護に関する条例施行規則(令和 5 年新発田地域広域事務組合議会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 号中「第19条の 4 第 1 項第 5 号」を「第19条の 4 第 1 項第 4 号」に改め、同条第16号中「第12条第 3 項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第201条の 2 第 1 項に規定する被保険者番号等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第 3 条第16号の改正規定は令和 8 年 4 月 1 日から、同条第 5 号の改正規定は令和 8 年 6 月14日から適用する。